

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(1-5-2))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>	難病等の予防・治療等を充実させること(施策目標 I-5-2) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること				<b>担当 部局名</b>	健康局難病対策課 健康局がん・疾病対策課 医政局医療経営支援課	<b>作成責任者名</b>	健康局難病対策課長 尾崎 守正 健康局がん・疾病対策課長 古元 重和 医政局医療経営支援課国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室長 新川 浩二			
<b>施策の概要</b>	○ 難病・小児慢性特定疾病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。)に基づき、良質かつ適切な医療の確保や療養生活環境の質の向上を図る。 ○ ハンセン病対策については、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)等に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図る。また、令和元年11月に成立・公布された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年法律第55号)に基づき、対象となるハンセン病元患者家族の方々に補償金を支給する。等(平成28年度より、小児慢性特定疾病対策が追加され、エイズ対策は施策目標 I-5-1に移行している。)										
<b>施策実現のための背景・課題</b>	1	難病・小児慢性特定疾病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。)に基づき策定した基本方針に沿って、平成27年1月から現行制度の下、実施しているところである。今後も、難病及び小児慢性特定疾病の患者に対し、公平かつ安定的な医療費助成、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業(難病法)や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(児童福祉法)等の施策を総合的に進めるとともに、これらの施行の状況を踏まえ、必要な見直しの検討を行うことが必要となっている。									
	2	○ ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされている。こうした中、普及啓発事業全般の在り方について検討を行う「ハンセン病資料館等運営企画検討会」がとりまとめた、「ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について(提言)」(平成29年3月)に基づき、ハンセン病問題に関する普及啓発を一層充実していく必要がある。 ○ また、令和元年11月に議員立法である「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立・公布されたことを踏まえ、同法に基づく補償金の支給を円滑に行う必要がある。									
	3	我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階を過ごす学校や職場において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。また、アレルギー疾患の中にはアナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。									
<b>各課題に対応した達成目標</b>	<b>達成目標/課題との対応関係</b>				<b>達成目標の設定理由</b>						
	目標1 (課題1)	難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保、難病の患者の療養生活の質の維持向上及び小児慢性特定疾病の患児等の健全な育成のため、難病・小児慢性特定疾病対策を推進すること			難病患者や小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減や、療養生活の環境整備を進めるためには、難病法等に基づく基本方針を踏まえた施策を講じる必要がある。						
	目標2 (課題2)	ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等を図るため、ハンセン病対策を推進すること			ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講じる必要がある。						
	目標3 (課題3)	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進すること			突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組む必要がある。						
<b>達成目標1について</b>											
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b>		<b>基準値</b>	<b>目標値</b>		<b>年度ごとの目標値</b>					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>	
		<b>基準年度</b>	<b>目標年度</b>		<b>年度ごとの実績値</b>						
					<b>平成29年度</b>	<b>平成30年度</b>	<b>令和元年度</b>	<b>令和2年度</b>	<b>令和3年度</b>		
①	衛生行政報告例による難病法に基づく医療受給者証交付件数(アウトプット)	986,071	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(986,071件)以上	前年度(892,445件)以上	前年度(912,714件)以上	前年度以上	前年度以上	難病法に基づく医療費助成は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であり、本事業の推進状況を測る指標として受給者証交付件数を設定し、目標を前年度以上とした。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/13/dl/kekka7.pdf">http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/13/dl/kekka7.pdf</a> (参考)平成27年度実績:943,460件、平成28年度実績:986,071
2	難病拠点病院を設置している都道府県数(アウトプット)	-	平成29年度	47	令和2年度	-	47	47	47	-	難病の医療提供体制の整備については、基本方針において、都道府県は難病の患者に対する必要な医療提供体制の構築に努めることとしており、体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院数を設定している。目標値については、平成30年度より都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としていたが、令和元年度実績値では、37都道府県70病院となった。引き続き、各都道府県に難病診療の連携の拠点となる病院を整備する必要があり、これを早期に達成するため、令和2年度の目標値も47とした。
3	難病相談支援センターにおける相談件数(アウトプット)	103,686件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(103,686件)以上	前年度(105,517件)以上	前年度(108,374件)以上	前年度以上	前年度以上	難病相談支援センター事業は、難病法第28条に基づく事業として実施されるものであり、難病の患者の療養生活の質の維持向上や難病の患者及びその家族の生活の質の向上を図る上で重要な施策であることから、指標として相談実績件数を設定している。目標値については、引き続き相談対応の質・量を充実させる必要があることから、目標を前年度以上とした。 ※計上方法は都道府県により異なっている。 (参考)平成27年度実績:119,721件、平成28年度実績:103,686件
<b>(参考)指標</b>						<b>平成29年度</b>	<b>平成30年度</b>	<b>令和元年度</b>	<b>令和2年度</b>	<b>令和3年度</b>	新たな難病の医療提供体制の整備について、都道府県において、平成30年度から体制が整備されることを目指して、平成29年度に検討を行うこととしており、体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院数を設定している。目標値については、平成30年度に都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としているが、全国で設置された病院数を把握するため本指標を参考指標としている。 (参考)平成27、28年度実績:なし
4	都道府県において、難病医療の拠点となる病院の設置数(アウトプット)	-				-	41	70	/	/	

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	特定疾患治療研究費補助金(昭和47年度)	7.3億円(7.3億円)	7.1億円(7.1億円)	7.3億円	1.2	難病法に基づく医療費助成制度が平成27年1月1日から施行されたことに伴い、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、引き続き当該患者の医療費の負担軽減を図ることで難病対策を推進する。	176
(2)	難病情報センター事業費補助金(平成8年度)	43百万円(43百万円)	73百万円(49百万円)	73百万円	1.2	難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応するため、難病に関する情報の提供等を行うことにより、その療養生活の一層の支援等を行うことで難病対策を推進する。	170
(3)	難病特別対策推進事業(平成10年度)	7.9億円(6.1億円)	11.3億円(5.9億円)	9.2億円	1.2	難病患者に対し、総合的な相談支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、地域における難病患者対策の一層の推進と安定した療養生活の確保、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を図ることで難病対策を推進する。	173
(4)	特定疾患等対策費(昭和47年度)	32百万円(25百万円)	34百万円(28百万円)	36百万円	1.2	特定疾患等対策、ハンセン病対策、腎疾患対策の各施策が円滑に実施されることを目的に行う会議、情報収集・調査及び都道府県への指導・助言などを実施することで難病対策を推進する。	177
(5)	難病患者サポート事業(平成23年度)	20百万円(20百万円)	20百万円(20百万円)	21百万円	1.2	患者の不安やストレスを解消するための精神的、心理的サポートを行う様々な事業を実施する。自立した患者団体の育成を目的に経営マネジメントや運営管理の研修等を実施し、患者の支援を図ることで難病対策を推進する。	182
(6)	難病対策の推進のための患者データ登録整備事業経費(平成25年度)	4.6億円(4.3億円)	8.4億円(7.2億円)	9.1億円	1.2	難病患者データの精度の向上と有効活用を図り、患者・国民・医療現場に成果を還元するためのシステムを整備することで難病対策を推進する。	184
(7)	難病医療費等負担金(平成26年度)	1,013億円(801億円)	1,084億円(884億円)	1,137億円	1.2	難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病の治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援することで難病対策を推進する。	185
(8)	慢性腎臓病(CKD)特別対策事業(平成21年度)	10百万円(10百万円)	30百万円(19百万円)	34百万円	-	①患者等一般向けの講演会等の開催 ②病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 ③CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供 ④事業実施の評価 上記①～④によりCKDの予防・治療を推進する。	175
(9)	慢性腎臓病(CKD)診療連携構築モデル事業(令和元年度)	-	15百万円(8)に含まれる	15百万円	-	①糖尿病対策や日本腎臓学会の地域担当者等との連携体制の構築 ②評価指標等に基づく対策の都道府県単位による進捗管理 上記①～④によりCKDの予防・治療を推進する。	175
(10)	からだの痛み相談支援事業(平成24年度)	14百万円(14百万円)	14百万円(14百万円)	14百万円	-	患者の症状や境遇に合わせた適確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等患者の受け皿的機能を設け、次の事業を行う。 ①痛みに関する電話相談②痛みに関する普及啓発活動 ③相談対応支援 上記①、②及び③により慢性疼痛対策を推進する。	183
(11)	慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業(令和2年度)	-	-	87百万円	-	地域の関連する疾病分野の中核的医療機関に慢性疼痛にかかる診療ノウハウを普及することにより地域の慢性疼痛の診療体制の充実を図る。 ①痛みセンターに地域医療との連携調整のためのコーディネーターを配置 ②痛みセンターと地域医療機関が相互に診療に参加し、地域医療と連携した診療モデルを実践 ③診療モデルに参加した医療機関以外の医療機関・従事者や企業・介護施設等の民間団体向けの啓発研修会を実施 ④各自自治体における中核医療機関からの人材受入(補助率:定額)	新02-0033
(12)	循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業(令和2年度)	-	-	45百万円	-	循環器病医療を専門的に行う機関に「両立支援コーディネーター」の研修を受講した相談支援員を専任で配置し、循環器病の患者のおかれた事情を総合的に勘案し、治療と仕事の両立に係る計画を立て、両立支援を行うモデル事業を実施する。	新02-0030
(13)	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業(平成27年度)	2.2億円(1.7億円)	6.1億円(2.1億円)	2.3億円	-	①小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 ②慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業 ③小児慢性特定疾病医療事務費 ④小児慢性特定疾病指定医育成事業 ⑤移行期医療支援体制整備事業 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し日常生活用具を給付すること等により、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立支援を推進する。	186
(14)	小児慢性特定疾病データベース登録システム整備事業(平成27年度)	79百万円(79百万円)	80百万円(79百万円)	81百万円	-	小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、研究者等に当該データを提供することにより、小児慢性特定疾病の治療研究を推進する。	187
(15)	小児慢性特定疾病医療費負担金(平成27年度)	150億円(147億円)	152億円(152億円)	161億円	-	○対象者:小児慢性特定疾病医療費の助成の対象とする者(厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が、厚生労働大臣が定める程度であるものであって、18歳未満の児童) ○給付内容:小児慢性特定疾病医療費 小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図ることにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成を推進する。	190

(16)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金(平成27年度)	9.2億円(1.8億円)	9.2億円(1.9億円)	9.2億円	-	①相談支援事業(必須事業) ②療養生活支援事業(任意事業) ③相互交流支援事業(任意事業) ④就職支援事業(任意事業) ⑤介護者支援事業(任意事業) ⑥その他の自立支援事業(任意事業)  小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を推進する。	189
(17)	小児慢性特定疾病情報管理事業(平成27年度)	24百万円(24百万円)	24百万円(23百万円)	24百万円	-	小児慢性特定疾病児童等の治療・療養生活の改善や疾病にかかる理解促進等に資するポータルサイトを構築し、各自治体の担当窓口の紹介や対象疾病の検索、関係する研究成果などの情報を一元化して運用することで、児童やその家族、医療機関など関係者に対して広く情報を発信し、児童の健全育成を推進する。	188
(18)	小児慢性特定疾病児童等支援者養成事業(平成27年度)	10百万円(10百万円)	10百万円(7.4百万円)	11百万円	-	小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消し、移行期医療支援体制の構築を図るため、移行期医療に従事する者等に対し、移行期医療に関する研修を実施することにより、移行期医療支援体制の構築の推進を目的とする。	191
(19)	代謝異常児等特殊ミルク供給事業(昭和55年度)	1.8億円(1.8億円)	2.3億円(2.2億円)	2.3億円	-	先天性代謝異常等に罹患している児童に対し、特殊ミルクの供給体制を整備して必要量の確保を図り、当該児童に対する障害の発生を予防する。	192

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
⑤	ハンセン病資料館事業実施状況報告によるハンセン病資料館の入館者数(アウトカム)	31,660人	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(31,331人)以上	前年度(31,660人)以上	前年度(31,457人)以上	前年度以上	前年度以上	国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る必要があることから、当該数値を測定し、目標を前年度以上とした。 (参考)平成27年度実績:32,370人、平成28年度実績:31,331人
6	中学生向けパンフレットの印刷及び発送部数(アウトプット)	-	-	目標年度における中学校生徒数	毎年度	目標年度における中学校生徒数(1,266,241人)	目標年度における中学校生徒数(1,102,594人)	目標年度における中学校生徒数(1,075,280人)	目標年度における中学校生徒数(1,102,488人)	目標年度における中学校生徒数	ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットを作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する必要があることから、当該指標を選定し、目標を全国の中学1年生の生徒数等の調査結果に基づき、中学生向けパンフレットの印刷及び発送した部数とした。 (参考)平成27年度実績:1,354,000部、平成28年度実績:1,511,000部

(参考)指標

7	補償金の支給件数	-	-	-	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき補償金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。
---	----------	---	---	---	---	--------	--------	-------	-------	-------	---

達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度					
(20)	退所者等対策経費(平成14年度)	27億円(24億円)	27億円(23億円)	26億円	5.6	①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給する。 ②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給する。 ③退所者給与金受給者の配偶者等に対して、支援金を支給する。 上記①、②及び③によってハンセン病対策を推進する。	165
(21)	名誉回復事業(平成14年度)	2.3億円(0.6億円)	1.1億円(0.4億円)	2.7億円	5.6	①中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。 ②各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。 ③ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図り、正しい知識の普及啓発を行うため、ハンセン病療養所における歴史的建造物の補修等を行う。 ④国立ハンセン病資料館の常設展示や企画展示、教育啓発活動等の充実を図り、これらの普及啓発活動を効果的に実施するための新たな収蔵庫の整備を行う。 上記①、②、③及び④によってハンセン病対策を推進する。	166
(22)	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費(昭和29年度)	19百万円(15百万円)	18百万円(14百万円)	18百万円	5.6	ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行うことでハンセン病対策を推進する。	167
(23)	ハンセン病対策事業委託費(平成5年度)	6.9億円(6.9億円)	7.2億円(6.9億円)	8.3億円	5.6	①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の運営を行う。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援等を行う。 ③沖縄県におけるハンセン病の外来診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及を行う。 ④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等の検討を行う。 ①、②、③及び④によってハンセン病対策を推進する。	168
(24)	私立ハンセン病療養所補助金(昭和26年度)	1.2億円(1億円)	1.0億円(0.6億円)	1.0億円	5.6	私立ハンセン病療養所入所者に必要な療養、療養所の管理運営等を行うことでハンセン病対策を推進する。	169
(25)	ハンセン病訴訟和解金(平成13年度)	0億円(0億円)	0億円(0億円)	0億円	5.6	平成13年5月ハンセン病国家賠償訴訟熊本判決による国敗訴及び控訴断念、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」に基づき、入所歴のある患者・元患者に対しては、平成13年7月23日の基本合意書、入所歴のない患者・元患者及びその遺族については、平成14年1月28日の基本合意書に基づき、和解一時金を支給することでハンセン病対策を推進する。なお、平成29年度を以て請求分の支払完了のため平成30年度予算要求なし。	-

(26)	ハンセン病療養所入所者等補償金 (平成13年度)	9百万円 (0百万円)	8百万円 (0百万円)	8百万円	5.6	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に補償金を支給することでハンセン病対策を推進する。	179
(27)	国立ハンセン病療養所施設費 (昭和24年度)	32億円 (26億円)	37億円 (31億円)	56億円	5.6	国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の建物、その他の施設の整備を行うことでハンセン病対策を推進する。	180
(28)	国立ハンセン病療養所運営費 (昭和5年度)	103億円 (100億円)	103億円 (101億円)	103億円	5.6	国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の運営を行うことでハンセン病対策を推進する。	181

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値						
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
⑧ 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を設置した都道府県数 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	6都道府県	平成29年度	47都道府県	令和3年度	-	-	-	-	47都道府県	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針において、地域の実情に応じた対策が求められており、アレルギー疾患都道府県における中核的なアレルギー疾患診療を行う拠点病院を指定することが必要である。このため都道府県の拠点病院設置状況を指標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
9 都道府県が実施する患者市民への啓発事業及び医療従事者等への研修事業を実施した都道府県数 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	0都道府県	平成29年度	47都道府県	令和3年度	-	-	-	-	47都道府県	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針において、地域の実情に応じた対策が求められており、地域住民に対する啓発活動や都道府県内の医療均てん化等に向けた研修など、きめ細やかな対応が必要である。このため都道府県における啓発事業及び研修事業の実施状況を指標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
10 中心拠点病院での研修に参加した累積医師数 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	0人	平成29年度	100人	令和3年度	-	-	-	-	100人	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針において、中心拠点病院協力のもと、専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進することが求められており、中心拠点病院での研修等を通じ、全国的な医療水準の向上のための医療従事者の育成を行うことが必要である。このため中心拠点病院での研修参加状況を指標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
11 食物によりアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	-	-	0人	令和10年度	-	-	-	-	-	上記の測定指標の総合的な結果として、食物によるアナフィラキシーショックの発症、重症化予防に寄与し、もって死亡者を発生させないことが必要であるため指標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(29)	アレルギー情報センター事業費補助金 (平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	41百万円 (41百万円)	41百万円 (30百万円)	43百万円	8.9	①アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成、運営 ②リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の実施 ③アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成 等 上記①～③によりアレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述の①において、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の設置状況や啓発事業等の先行事例を掲載し、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】	171
(30)	リウマチ・アレルギー特別対策事業 (平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	14百万円 (13万円)	76百万円 (30百万円)	91百万円	8.9	①アレルギー疾患医療連絡協議会の開催(地域政策の策定) ②医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修の実施 ③患者カードの配布の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施 ④喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師(医療機関)名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供 等 上記①～④によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】	172
(31)	リウマチ・アレルギー対策費 (平成13年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	2百万円 (0.5百万円)	2百万円 (0百万円)	2百万円	8.9	①リウマチ対策を総合的・体系的に実施するための検討会を開催する。 ②「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、「アレルギー疾患対策基本指針」を策定・見直しをするための検討会を開催する。 上記①及び②によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業によって都道府県の取り組みの効率的な推進を検討することによって、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】	178

(32)	アレルギー疾患医療提供体制整備事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	17百万円 (14百万円)	23百万円 (23百万円)	24百万円	8.9	①アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 ②アレルギー疾患医療の診断等支援 ③アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 ④一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 上記①～④によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の研修参加医師数を伸ばす効果があると見込んでいる】	195		
(33)	アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	31百万円 (31百万円)	31百万円 (30百万円)	32百万円	8.9	①アレルギー疾患の診療連携体制の構築 ②アレルギー疾患医療の診断等支援 上記①及び②によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、モデルとして測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】	196		
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度		令和元年度		令和2年度		政策評価実施予定 時期(評価予定表)	令和元年度
		137,787,894 (101,521,512)		17,938,420,000 (128,176,941,104)		152,335,352			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説			平成26年1月24日		難病から回復して総理大臣となった私には、天命とも呼ぶべき責任があると考えます。 小児慢性特定疾患を含む難病対策を、大胆に強化します。医療費助成の対象を、子供は六百疾患、大人は三百疾患へと大幅に拡大。難病の治療法や新薬開発のための研究も、これまで以上に加速してまいります。		